

第1 審査会の結論

福島県知事（以下「実施機関」という。）が平成27年10月1日付け27生福第3803号で行った「裁決書」（平成〇年〇月〇日付け厚生労働省発社援〇〇第〇号）外1件の公文書を一部開示とした決定について、当審査会は次のように判断する。

- 1 別表の左欄に掲げる公文書中同表の右欄に掲げる部分を不開示とした実施機関の判断は、妥当である。
- 2 1以外の部分を不開示とした実施機関の判断は妥当ではなく、開示すべきである。

第2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は、平成27年9月16日付けで、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、「平成〇年〇月〇日付け裁決書（厚生労働省発社援〇〇第〇号）。起案文書、供覧文書等を含む。」という内容の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 これに対して実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として「生活保護法に関する再審査請求の裁決について」（平成〇年〇月〇日付け社援発〇〇第〇号）、「裁決書」（平成〇年〇月〇日付け厚生労働省発社援〇〇第〇号）及び「生活保護法に関する再審査請求の裁決について（通知）」（平成〇年〇月〇日付け〇生福第〇〇号）の3件の公文書（以下「対象公文書」という。）を特定した上で、対象公文書に記載されている情報のうち「個人の住所、氏名、年齢、保護の決定年月日、再審査請求における個人の主張に係る部分及び個人の生活関係に関する情報」に係る部分については「個人に関する情報であって、当該情報の内容により特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。」との理由により条例第7条第2号に該当するため、平成27年10月1日付けで当該部分を不開示にする一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成27年12月1日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。
- 4 実施機関は平成27年12月4日付け27生福第5015号による異議申立書補正命令書により異議申立人に対して補正を命じ、異議申立人はその補正命令に従って補正した異議申立書を実施機関に提出した。
- 5 実施機関は、平成27年12月21日付け27生福第5341号により当審査会に諮問を行った。
- 6 実施機関は、平成27年12月28日付け27生福第5592号による異議申立書再補正命令書に従って異議申立人が再補正した異議申立書（写）を当審査会に提出した。

第3 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨
異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。
- 2 異議申立ての理由

異議申立ての理由の要旨は、異議申立書及び意見書（追加資料を含む。）の内容を総合すると次のとおりである。

(1) 本件処分による不開示部分の情報はおおむね次のアからオまでに掲げるとおりであるが、それらの情報のうち、アを除く情報については、いずれも条例第7条第2号に該当しない。したがって、イからオまでの情報を不開示としたのは違法である。

ア 再審査請求人の住所及び氏名

イ 再審査請求が申立てられた根拠法

ウ 再審査請求人の主張

エ 「第2 判断」部分

オ 代理人弁護士住所氏名

(2) 再審査請求の根拠法に関する情報については、同法の適用を受ける人物が数名に特定されるなどの事情がない限り、この情報が開示されることによって特定の人物を識別できるとはいえないので、条例第7条第2号に該当せず、この情報を不開示とすることは条例の適用に誤りがあるといえる。

(3) 再審査請求人の主張に関する情報の全てが不開示とされているが、その全てが個人を識別することができる情報であるとは思えない。

不開示とされた情報の中には、例えば、根拠法の解釈に関する情報も含まれていると推測するが、そのような情報は条例第7条第2号には該当しないので、条例の適用に誤りがあるといえる。

(4) 「第2 判断」の部分において不開示とされた情報の中には、再審査請求人と処分庁との間での手続、処分に至る経緯が具体的に記載されていると考えられるが、そのような情報を公にすることで個人が特定できるといえるか疑問がある。

条例第7条第2号に規定する「他の情報との照合」による個人の識別可能性は、その情報を開示にすることによる個人の不利益と、開示することによる行政の適性確保の利益との衡量により判断すべきであり、さらに、その情報を開示することによって一般人が容易に特定の個人を識別することができるものであるかどうかを基本として判断すべきである。

このように考えると、誰にも当てはまる事実経緯等の情報については、条例第7条第2号に該当せず、行政の適正な執行を検証するために開示されるべきである。

(5) 代理人弁護士の氏名及び住所は、事業を営む個人の情報であり、条例第7条第2号柱書の規定により、同号の不開示情報から除外されている。

また、弁護士の氏名や所属事務所の住所は弁護士会によって公開されている情報である上、再審査請求人が当該弁護士の唯一の依頼者である場合以外は再審査請求人が特定されることはない。

したがって、代理人弁護士に関する情報は条例第7条第2号に該当せず、その情報を不開示とすることは条例の適用に誤りがあるといえる。

(6) 本件処分に付された実施機関の不開示理由の記載からは、具体的にどの部分の情報がいかなる根拠で不開示とされたのかを了知し得ず、また、条例第7条第2号アからウまでの該当性がないことを検討したか否かが明らかにされていない。

本件処分の理由付記は不十分であり、理由不備の点で違法である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件処分に係る公文書を一部開示とした理由の要旨は、公文書一部開示決定理由説明書及び口頭による理由説明を総合すると次のとおりである。

1 対象公文書について

(1) 対象公文書は、次に掲げるとおりである。

ア 「生活保護法に関する再審査請求の裁決について」（平成〇年〇月〇日付け社援発〇〇第〇号。以下「文書1」という。）

イ 「裁決書」（平成〇年〇月〇日付け厚生労働省発社援〇〇第〇号。以下「文書2」という。）

ウ 「生活保護法に関する再審査請求の裁決について（通知）」（平成〇年〇月〇日付け〇生福第〇〇号）

(2) 前記(1)に掲げる対象公文書のうち、特に、文書2には、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の受給者が提起した再審査請求事案の内容が詳細に記載され、さらに、個人に関する情報が多数記載されている。

そのため、本件処分では、個人に関する情報がみだりに公にされないよう最大限の配慮を求める条例第7条第2号の趣旨及び規定を踏まえ、次に掲げる情報を不開示とした。

ア 個人の氏名及び住所に関する情報

イ 生活保護法の規定による保護の決定年月日に関する情報

ウ 再審査請求人の主張に係る部分の情報

エ 個人の生活関係に関する情報

2 条例第7条第2号の該当性について

(1) 再審査請求人の氏名及び住所は、個人に関する情報であって当該個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないので、不開示とした。

(2) 生活保護法の規定による保護の決定年月日は、再審査請求人の生活に関する情報であり、その情報を開示した場合には、当該情報に含まれる記述等から特定の個人が識別され、又は当該情報と他の情報とを照合することにより特定の個人を識別することができることとなり、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないので、不開示とした。

(3) 再審査請求人の主張に係る部分には、個人の金銭収入の状況、就学の状況及び保護の種類に関する情報のほか、それらの情報に密接に関連する個人の見解が記載されている。

これらの個人に関する情報を公にした場合には、当該情報に含まれる記述等から特定の個人が識別され、又は当該情報と他の情報とを照合することにより特定の個人を識別することができることとなるので、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、不開示とした。

(4) 個人の生活関係に関する情報は、一般的に他人に知られたくない情報であると考えられる上、当該情報を公にした場合には、当該情報に含まれる記述等から特定の

個人が識別され、又は当該情報と他の情報とを照合することにより特定の個人を識別することができることとなるので、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、不開示とした。

3 本件処分の理由付記について

異議申立人は本件処分に係る公文書一部開示決定通知書における理由付記の不備を主張しているが、不開示とした理由は、前記2で述べているとおり、条例第7条第2号本文に規定する個人に関する情報であって、当該情報の内容により特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないためであって、その旨を適切に記載しているため、本件処分の理由付記に不備はない。

第5 審査会の判断

1 対象公文書の特定について

実施機関は、本件開示請求に係る公文書開示請求書の記載内容から第4の1(1)のとおり対象公文書を特定したが、このことについて異議申立人と実施機関との間に争いはない。

そのため、当審査会は、実施機関が行った対象公文書の特定に誤りはないものとして、以下、実施機関が不開示とした部分の不開示情報の該当性について検討する。

2 不開示情報の該当性について

条例第7条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定している。

これは、開示請求に係る公文書に同条各号に規定する不開示情報が記録されている場合を除き実施機関は原則として当該公文書を開示しなければならないという、基本的な考え方を定めたものと解される。

当審査会は、対象公文書を見分した結果を踏まえ、実施機関が主張する不開示情報の有無及び条例第7条第2号の該当性について、同条の原則開示の理念に照らし、以下、判断する。

(1) 条例第7条第2号の趣旨及び規定について

条例第7条第2号本文では、「個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。

この規定については、個人の尊厳及び基本的人権を尊重する観点から、個人のプライバシーを最大限に保護する必要があるため、個人のプライバシーは、いったん開示されると当該個人に対して回復し難い損害を与えることがあるため、特にプライバシーに関する情報については最大限保護することを目的としており、特定の個人が識別され得るような情報を原則として不開示とすることを定めたものであると解され、「個人に関する情報」とは、すなわち、氏名、生年月日のほか、思想、信条、学歴、収入、資産、心身の状況、家族関係等個人に関する全ての情報と解される。

また、同号ただし書では、同号本文に該当する情報であっても、「法令等の規定により又は慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報」、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報」、「当該個人が公務員等である場合において当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除く旨規定している。

この規定については、個人が識別され得る情報には、公知の情報や人の生命、財産等を保護するために公にすることが必要な情報が含まれることもあることから、個人の権利利益を侵害しないもの及び個人の権利利益に優越する公益が認められるものは不開示としないことを限定的に定めたものと解される。

(2) 条例第7条第2号の該当性について

ア 文書1

文書1は、厚生労働省社会・援護局長から福島県知事への通知文であり、再審査請求人の氏名が記載されている。

再審査請求人の氏名は、条例第7条第2号本文に規定する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等から特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明白であるから、不開示とすることが妥当である。

イ 文書2

文書2は、再審査請求の裁決書であり、主文、事案の概要、再審査庁の判断等の項目によって構成され、個人に関する情報、生活保護法の解釈運用に関する情報等が記載されている。

そのため、文書2において実施機関が不開示とした部分の情報に係る条例第7条第2号の該当性については、以下、個別に判断する。

(ア) 再審査請求人の氏名及び住所は、条例第7条第2号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明白であるから、不開示とすることが妥当である。

(イ) 生活保護法の規定による保護の決定年月日に関する情報は、同法の規定による保護の受給者に係る個人に関する情報ではあるが、当該情報に含まれる記述等から特定の個人を識別することができるものとは認められず、また、この情報を公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないので、開示すべきである。

(ウ) 再審査請求人の主張に係る部分には、生活保護法の解釈運用、保護の種類、再審査請求人の子の就学に関する情報及び奨学金に関する情報が含まれている。

a 生活保護法の解釈運用及び保護の種類に関する情報については、おおむね、過去に旧厚生省が発出した生活保護法の規定による保護の実施に関する通知の内容とともに、再審査請求人の当該再審査請求に係る原処分に対する見解が記載されており、個人に関する情報が含まれているが、当該情報に含まれる記述等から特定の個人を識別することができるものとは認められず、また、

この情報を公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないので、開示すべきである。

- b 再審査請求人の子の就学に関する情報のうち、生活保護費の支給対象とならない就学のための費用の具体に関する部分並びに当該子が入学した学校の学科名及び就学又は進路に対する意識に関する部分の情報については、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等から特定の個人を識別できるものに該当する上、当該情報を公にした場合には個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないものと認められるので、不開示とすることが妥当である。

しかし、その余の部分の情報については、当該情報に含まれる記述等から特定の個人を識別することができるものとは認められず、また、この情報を公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないので、開示すべきである。

- c 奨学金に関する情報のうち、当該奨学金の支給者の名称に関する情報について、実施機関は、当該支給者から奨学金を受給している者の人数が僅少である上、当該支給者が支給する奨学金の種類も少ないという事情があることから、この情報を開示した場合には他の情報との照合により特定の個人が識別されるおそれがあると説明している。

奨学金の受給者である個人がいかなる者から当該奨学金を受給しているかという情報は、個人に関する情報であり、当該奨学金に係る前段の事情をも踏まえると、当該情報を開示した場合には他の情報との照合により特定の個人が識別され得ることとなるという実施機関の説明は首肯できるものであって、当該情報の開示により個人の権利利益を害するおそれもあると認められる。

したがって、奨学金に関する情報のうち、当該奨学金の支給者の名称に関する情報については、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないものと認められるので、不開示とすることが妥当である。

- (エ) 文書2における不開示部分の情報のうち、前記(ア)、(イ)及び(ウ)以外の情報について、実施機関は、当該情報は個人の生活関係に関する情報であるとした上で、「一般的に他人に知られたくない情報であると考えられる上、当該情報を公にした場合には、当該情報に含まれる記述等から特定の個人が識別され、又は当該情報と他の情報とを照合することにより特定の個人を識別することができることとなるので、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない」と主張する。

しかし、当該情報の中には、前記(イ)及び(ウ)において開示すべきであると判断した情報と同様の情報のほか、再審査請求に係る原処分に関する手続、経緯等の情報が含まれており、それらの情報については、当該情報に含まれる記述等から特定の個人を識別することができるものとは認められず、また、この情報を公にすることによる個人の権利利益の侵害のおそれも認められないので、

開示すべきである。

また、実施機関は、代理人目録に記載されている弁護士の氏名、所属事務所の所在地及び名称を不開示としているが、異議申立書における「代理人弁護士の氏名及び住所は、事業を営む個人の情報であり、本条例第7条第2号柱書の括弧書きにより、不開示情報から除外されている」との異議申立人の主張は首肯できるものであり、再審査請求人に係る個人を特定することができる情報は含まれておらず、公にすることによる個人の権利利益の侵害のおそれも認められない。加えて、弁護士の氏名、所属事務所等に関する情報は日本弁護士連合会により公開されているため、当該情報を公にすることによる当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれは認められない。

したがって、実施機関が不開示とした代理人目録に記載されている弁護士の氏名、所属事務所の所在地及び名称については、条例第7条第2号及び第3号のいずれにも該当しないので、開示すべきである。

3 本件処分の理由付記について

当審査会において本件処分に係る公文書一部開示決定通知書を見分した結果、「開示しない部分」欄には「個人の住所、氏名、年齢、保護の決定年月日、再審査請求人の主張に係る部分及び個人の生活関係に関する情報」との記載が、「開示しない根拠規定及びその理由」欄には「福島県情報公開条例第7条第2号に該当します。(理由)個人に関する情報であって、当該情報の内容により特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため」との記載があり、開示しない情報の内容とともに、開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用した理由が記載されているので、本件処分は、理由付記に不備がある違法なものとは認められない。

4 結論

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙「審査会の処理経過」のとおりである。

別表

公文書の件名	不開示妥当部分
生活保護法に関する再審査請求の裁決について（平成〇年〇月〇日付け社援発〇〇第〇号）	下から3行目の不開示部分
裁決書（平成〇年〇月〇日付け厚生労働省発社援〇〇第〇号）	1頁の「再審査請求人の住所及び氏名」の不開示部分
	2頁の「1 再審査請求に至る経緯」の本文第一段落の左から7文字目から9文字目まで
	2頁のうち「2 請求人の主張」の（1）の記述中次のアからエまでに掲げる部分 ア 下から8行目の左から1文字目から3文字目まで イ 下から7行目の左から11文字目から13文字目まで及び同行の右から1文字目から9文字目まで ウ 下から6行目の左から1文字目及び2文字目 エ 下から4行目、3行目及び2行目の全部
	3頁の上から11行目から16行目までの全部並びに17行目の左から1文字目及び2文字目
	4頁の上から9行目の左から10文字目から17文字目まで
	5頁の記述中次のアからエまでに掲げる部分 ア 上から20行目の右から6文字目から13文字目 イ 下から6行目の左から2文字目

	<p>から6文字目まで並びに同行の右から1文字目から5文字目まで及び8文字目から15文字目まで</p> <p>ウ 下から5行目の左から1文字目から11文字目まで</p> <p>エ 下から4行目の左から10文字目から25文字目まで</p>
	<p>6頁の記述中次のアからエまでに掲げる部分</p> <p>ア 上から4行目の右から3文字目から13文字目まで</p> <p>イ 上から12行目の右から1文字目から10文字目まで</p> <p>ウ 上から13行目の左から1文字目から4文字目まで</p> <p>エ 上から18行目の左から10文字目から18文字目まで</p> <p>オ 下から9行目の左から2文字目から6文字目まで（罫線は、行数又は文字数の計算に含まない。以下同じ。）</p> <p>カ 下から4行目の左から2文字目及び3文字目</p>
	<p>7頁の上から1行目の右から1文字目から9文字目まで</p>

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成27年12月22日	・ 諮問書受付
平成28年 1月 6日	・ 実施機関に一部開示決定理由説明書の提出を要求
平成28年 2月 3日	・ 実施機関が一部開示決定理由説明書を提出
平成28年 2月 4日	・ 異議申立人に一部開示決定理由説明書を送付するとともに、一部開示決定理由説明書に対する意見書の提出を要求
平成29年 2月20日 (第252回審査会)	・ 異議申立ての経過説明 ・ 審議
平成29年 3月21日 (第253回審査会)	・ 実施機関から一部開示決定理由に対する意見を聴取 ・ 審議
平成29年 4月24日 (第254回審査会)	・ 審議
平成29年 5月23日 (第255回審査会)	・ 審議
平成29年 6月 9日	・ 異議申立人が意見書(平成29年6月7日付け)を提出
平成29年 6月19日 (第256回審査会)	・ 審議
平成29年 7月 3日	・ 異議申立人が資料を提出(平成29年6月7日付け意見書の追加資料として)
平成29年 8月 9日 (第257回審査会)	・ 審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿（平成29年6月22日まで）

（氏名五十音順）

氏名	現職等	備考
五十嵐まりい	国際交流団体 代表	
垣見 隆禎	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会長
阪本 尚文	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
丹野 豊子	行政書士会 会長	
千葉 和彦	弁護士	会長職務代理者

福島県情報公開審査会委員名簿（平成29年6月23日から）

（氏名五十音順）

氏名	現職等	備考
垣見 隆禎	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会長
阪本 尚文	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
佐藤知恵子	行政書士	
村上 敬子	税理士	
渡辺慎太郎	弁護士	会長職務代理者